

広報ひめじにおける自治基本条例の連載記事

1 第1回（広報ひめじ 平成23年12月号）

シリーズ みんなでつくろう！ まちのルール① 自治基本条例の制定に向けて

「自治基本条例」を知ろう

市では、自治基本条例の制定に向けて、公募市民等による懇話会を立ち上げ検討を始めました。そこで、この条例について、シリーズを通して紹介します。

—自治基本条例って、何だろう

まちづくりの基本的なルールを定めるものです。一般的には、まちづくりに関わる市民・議会・行政の役割や責務、行政運営の基本原則などについて定められています。

—今、なぜ条例を制定するの

現在、国から地方に権限を移譲する取り組みが進められており、各自治体は、これまで以上に自らの責任で地域のさまざまな課題を解決していくことが求められています。

そこで市では、自治の在り方を改めて定義し、自治基本条例の制定に取り組むこととしました。

—条例を制定するとどうなるの

市政に対する市民の役割や市民に対する行政等の責務が明らかになります。皆さんに市政への参画について考え、実践していただくことで、これまで以上に市民の意見を反映した市政運営が可能になると考えています。

この取り組みはホームページに掲載しています。

ご意見は、企画政策推進室（☎221-2383）まで。



2 第2回（広報ひめじ 平成24年1月号）

シリーズ みんなでつくろう！ まちのルール② 自治基本条例の制定に向けて

市民の意見が反映された条例とするために

自治基本条例の検討に当たっては、市民の皆さんと共にまちづくりを進めていくために、その内容や方向性について、皆で共有していく取り組みが大切であると考えています。

◆自治基本条例検討懇話会

学識経験者や各種団体の代表者、公募市民など15人で構成する懇話会を23年8月に設置。各委員から総合的・専門的な意見を頂きながら、条例に盛り込むべき内容を検討しています。会議は公開で開催しており、傍聴することができます。

◆タウンミーティング

市民の皆さんと市長が直接対話し、自治基本条例の内容等について意見を交換。11月に開催した内容は、本紙2月号で詳しくご紹介します。

第3回懇話会の様子。委員それぞれの視点から、積極的な意見や提案が出されました



また、自治基本条例に関するタウンミーティングは、24年度も実施する予定です。

◆市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

24年度に条例の骨子案を公表し、市民の皆さんから幅広く意見を求め、充実した内容にしていきます。

また、本紙やホームページなどで、検討の過程や内容をお知らせしていきます。ぜひご意見をお寄せください。

▶企画政策推進室・☎221-2383

3 第3回（広報ひめじ 平成24年2月号）

シリーズ みんなでつくろう！ まちのルール③

自治基本条例の制定に向けて

タウンミーティング2011を開催（前編）

自治基本条例の制定に当たっては、広く市民の皆さんの意見を聴きながら検討を進めているところです。

昨年11月には、石見市長と市民の皆さんが直接、条例に関する意見交換を行うタウンミーティング（全3回）を開催しました。第1回の主な内容は右の通りです。

また、今回のタウンミーティングでは、意見交換に先立ち、参加者の皆さんに自治基本条例への理解を深めていただくため、自治基本条例検討懇話会の委員（学識経験者）が概要等について説明する「市民講座」を開催しました。

次号では、第2回と第3回の内容をご紹介します。なお、ホームページなどで、検討の過程や内容をお知らせしています。ご意見をお寄せください。

▶企画政策推進室・☎221-2383

第1回タウンミーティング意見交換の主な内容

Q. 自治基本条例における「市民」の定義は何ですか？

A. 自治基本条例検討懇話会では、市内在住の人だけでなく、通勤・通学者なども対象とする方向で議論されています。

Q. 住民投票※について条例の中で規定する場合、投票者の範囲はどうなるのですか？

A. 住民投票は、事実ごとに投票者の範囲が異なることが考えられ、今後、懇話会で議論していく予定です。

Q. 「家庭」を自治の最小単位として条例に盛り込んではどうでしょう？

A. 懇話会の議論から抜けていた部分であり、今後、懇話会で議論していきたいと考えています。

※住民投票制度とは、市政の特に重要な事項について、投票によって住民が意思を表明する制度

4 第4回（広報ひめじ 平成24年3月号）

シリーズ みんなでつくろう！ まちのルール④

自治基本条例の制定に向けて

タウンミーティング2011を開催（後編）

今回は、自治基本条例の制定に当たり、市民の皆さんと意見交換を行ったタウンミーティングの第2回、第3回の内容をご紹介します。

◆タウンミーティングでの意見交換の主な内容

Q. 市長が交代してもルールが変わらないように、条例の内容を変更できないようにするべきでは？

A. 今回、制定を予定している条例では、基本原則は変わらないという前提に基づいて検討しています。

Q. 市民の権利と義務について、罰則や罰金などの話も出てくるのですか？

A. 罰則などの規定は、本条例にはなじまないものと考えています。

Q. 条例に道徳の要素を盛り込むことはできないでしょうか？

A. 道徳の要素は非常に大切であり、子どもの育成の観点から本条例に盛り込みたいと考えています。

Q. 条例はどのくらいの量を想定していますか？

A. 条文の量はさまざまであり、決まりはありませんが、どのような内容を盛り込むかによって変わります。他都市の例を挙げれば、市民参加の内容や市政運営の内容なども盛り込む場合で40～50条です。

Q. 自治基本条例検討懇話会の最終案がまとまるのはいつ頃ですか？

A. 今回の意見交換等に基づき、条例骨子案を作ります。24年度に再度、タウンミーティングを開催し、25年1月ごろをめどに、内容をまとめたいと考えています。自治基本条例に関するご意見は、企画政策推進室（☎221-2383）までお寄せください。



5 第5回（広報ひめじ 平成24年4月号）

シリーズ みんなでつくろう！ まちのルール⑤

自治基本条例の制定に向けて

24年度の検討スケジュール

今回は、23年度から検討を進めている自治基本条例について、24年度における主な取り組みをご紹介します。25年4月の施行を目指して、次のスケジュールに基づき、取り組みを進めていきます。

24年度				25年度
4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
条例骨子(案)作成	パブリック・コメント タウンミーティング	検討懇話会などによる審議	条例(案)作成	条例審議(市議会) 条例施行

◆条例骨子(案)の作成

4月中をめどに、条例に規定する内容の基本的な考え方をまとめた条例骨子(案)を作成します。

◆市民意見提出(パブリック・コメント)手続の実施

7月～8月ごろに、作成した条例骨子(案)について、市民の皆さんの意見を募集します。

◆タウンミーティングの開催

パブリック・コメント手続の実施と合わせて、条例骨子(案)などについて市民の皆さんと石見市長が直接対話し、意見交換を行うタウンミーティングを開催します。

◆条例(案)の作成

パブリック・コメント手続やタウンミーティングの結果を踏まえ、引き続き、検討懇話会や市役所内での議論を重ねながら、25年1月をめどに条例(案)を作成します。

◆市議会での審議

25年第1回市議会定例会において、条例議案の審議をしていただく予定です。

企画政策推進室では、自治基本条例に関する皆さんのご意見をお待ちしています。

▶企画政策推進室・☎221-2383

6 第6回（広報ひめじ 平成24年5月号）

シリーズ みんなでつくろう！ まちのルール⑥

自治基本条例の制定に向けて

市民アンケートの結果をお知らせします

自治基本条例の規定内容等を検討するに当たって、23年11月～24年1月の間に、タウンミーティング2011の参加者や市政モニターを対象にアンケート調査を実施。また、市ホームページ上でも調査票を公開し、計258人の皆さんから回答を頂きました。主な項目について、調査結果の概要をお知らせします。

◆条例の制定に向けた取り組みの認知度

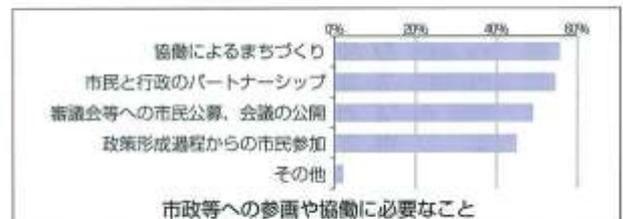
約8割の人が「知らない」との回答でした。

◆条例に規定すべき市民の権利

約8割の人が「市政の情報を知る権利」を、約6割が「まちづくりに参画する権利」を規定する必要があると考えています。

◆条例に規定すべき市民の責務

約6割の人が「地域活動へ積極的に参画すること」や



「子どもの健全育成に努めること」を挙げました。

◆市政等への参画や協働に必要なこと(上グラフ)

回答者の半数以上が「協働によるまちづくり」や「市民と行政のパートナーシップ」が必要と回答しました。

アンケートで頂いたご意見は、今後の条例の検討に生かしていきます。なお、調査結果の詳細は、ホームページに掲載しています。自治基本条例に関するご意見は、下記までお寄せください。

▶企画政策推進室・☎221-2383

7 第7回（広報ひめじ 平成24年6月号）

シリーズ みんなでつくろう！ まちのルール⑦

自治基本条例の制定に向けて

姫路市自治基本条例の骨子（案）について

今回は、本年4月に開催した検討懇話会で審議を行った姫路市自治基本条例の骨子（案）について、その内容を紹介します。

◆条例の構成（案）（右図）

条例は、前文と以下の6つの章で構成しています。

- 第1章 条例を制定する目的、自治の基本理念や基本原則など
- 第2章 市民や議会、市長等の責務など
- 第3章 行政（市役所）の運営に関する基本的な原則
- 第4章 市政情報の共有等に関する原則、市政への参画や協働に関する事
- 第5章 国や他の地方公共団体等との連携や協力に関する事
- 第6章 条例の運用や見直しに関する事

条例の構成（案）



なお、条例の骨子等について、市民の皆さんと市長が直接意見交換を行うタウンミーティングの参加者募集については、本紙17頁をご覧ください。

▶企画政策推進室・☎221-2383

8 第8回（広報ひめじ 平成24年7月号）

シリーズ みんなでつくろう！ まちのルール⑧

自治基本条例の制定に向けて

姫路市自治基本条例の骨子（案）について皆さんの意見を募集します

昨年度から制定に向けて取り組んできた自治基本条例。この度、懇話会等での検討を踏まえ、条例の骨子（案）を策定しました。

より多くの市民の皆さんの意見を反映した条例とするため、この骨子（案）を右表の通り公表し、それに対する市民の皆さんの意見を募集します。

◆意見提出用紙の配布場所

各公表場所。市のホームページからも取り出せます。

◆意見の提出方法

公表期間中に案の名称、意見、住所、氏名（団体の場合は、所在地及び団体名）、電話番号、市内在勤、在学の方は事業所名または学校名を書き、郵送かファクス、電子メールで企画政策推進室へ。公表場所への持参も可。

公表場所	公表期間
企画政策推進室、市政情報センター、各地域事務所、各支所（飾磨支所を除く）	7月13日（金）～8月20日（月） 午前8時35分～午後5時20分（土曜・日曜日、祝日を除く）
飾磨支所	7月13日（金）～8月20日（月） 午前8時35分～午後7時30分
駅前市役所	7月13日（金）～8月20日（月） 午前10時～午後7時30分

▶企画政策推進室・☎221-2383、ファクス221-2384、〒670-8501 安田四丁目1、電子メールseisaku@city.himeji.hyogo.jp

（参考）今後の掲載予定

広報ひめじ掲載号	掲載内容
平成24年8月号	市議会における答弁内容の紹介
平成24年9月号	今後の検討スケジュール
平成24年10月号	タウンミーティングの内容紹介（前編）
平成24年11月号	タウンミーティングの内容紹介（後編）
平成24年12月号以降	検討中